

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例(抄)

第1条～第3条 略

(保育時間)

第4条 家庭的保育事業等における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他乳幼児の家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者等が定めるものとする。

第5条及び第6条 略

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第9条、第14条第1項及び第2項並びに第15条から第17条までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（第37条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、第3号に掲げる事項に限る。）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談又は助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 家庭的保育事業者等の必要に応じて、代替保育（当該家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供するこ

とができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

- (3) 家庭的保育事業者等による、利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第36条第1項に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）に対する保育の提供を終了する場合において、その利用乳幼児の保護者の希望に基づき、当該連携施設において教育又は保育を提供すること。

第8条～第14条 略

（食事の提供等）

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、その事業所の調理設備又は調理室（第11条の規定に基づき、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている社会福祉施設等の調理室を含む。）で調理する方法により、食事を提供しなければならない。

2～5 略

（食事の提供の特例）

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、その利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し、その事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない。

(1)～(4)（次に掲げる要件） 略

2 前項の規定により調理し、家庭的保育事業者等に搬入することができる施設（以下「搬入施設」という。）は、次に掲げる施設のいずれかとする。

(1) 連携施設

- (2) 家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校

第17条～第24条 略

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第25条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（小規模保育事業所A型の施設又は設備の基準）

第26条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の施設又は設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用乳幼児が乳児又は満2歳未満の幼児である場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 前号の乳児室又はほふく室の面積は、同号に係る利用定員の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。
- (3) 第1号の乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 利用乳幼児が満2歳以上の幼児である場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 前号の保育室又は遊戯室の面積は同号に係る利用定員の数に1.98平方メートルを乗じて得た面積以上であり、同号の屋外遊戯場の面積は当該数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。

- (6) 第4号の保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては、次のア、イ（2階に係るものに限る。）及びカの要件に、保育室等を3階に設ける建物にあっては、次に掲げる要件に該当すること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

ウ イの施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理設備（次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されており、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられているもの

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられているもの

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防火性能を与えるための処理をいう。以下同じ。）が施されていること。

（小規模保育事業所A型の職員）

第27条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とする。この場合において、保健師又は看護師が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

(1) 乳児 おおむね3人

(2) 満3歳未満の幼児 おおむね6人

(3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね20人

(4) 満4歳以上の幼児又は少年 おおむね30人

第3節 小規模保育事業B型

(小規模保育事業所B型の職員)

第28条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育従事者（保育士又は市長若しくは市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う保育に従事する職員に対する研修を修了した者をいう。以下この条において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の全部を委託する場合又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とし、その半数以上は保育士でなければならない。この場合において、保健師又は看護師が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

(1) 乳児 おおむね3人

(2) 満3歳未満の幼児 おおむね6人

(3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね20人

(4) 満4歳以上の幼児又は少年 おおむね30人

(準用)

第29条 第26条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。

第4節 小規模保育事業C型

(小規模保育事業所C型の施設又は設備の基準)

第30条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の施設又は設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用乳幼児が乳児又は満2歳未満の幼児である場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 前号の乳児室又はほふく室の面積は、同号に係る利用定員の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。
- (3) 第1号の乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 利用乳幼児が満2歳以上の幼児である場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 前号の保育室又は遊戯室及び屋外遊技場の面積は、それぞれ同号に係る利用定員の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。
- (6) 第4号の保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物にあっては、次のア、イ（2階に係るものに限る。）及びカの要件に、保育室等を3階に設ける建物にあっては、次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する

		準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

ウ イの施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理設備（次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されており、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられているもの

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられているもの

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

第 31 条～第 40 条 略

附 則

1 略

(連携施設に関する経過措置)

- 2 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

以下、略